

産後健診による育児困難事例の早期発見

分担研究者 荻田和秀（りんくう総合医療センター産婦人科）

研究要旨

「産後うつ病」は現在でこそ一般認知度の高いワードであるが、妊娠・出産に関してのメンタルヘルスを厚生労働省が個別項目として政策に挙げるようになったのは、ここ15年程度の話である。平成13年度厚労科研（中野仁雄班）が国内3370名の褥婦を対象に行った大規模研究「産後うつ病の実態調査ならびに予防的介入のためのスタッフの教育研修活動」が報告されたことから始まる。その報告では保健施設が行う産後120日以内の母子訪問において、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）9点以上をカットオフとした場合、13.9%の褥婦が該当しており、産後うつ病に罹患していると推測された。さらに過年度の研究では、その中核となる産後大うつ病の罹患率は5%とされた。更に全国で妊産婦の自殺が年間最大80例ある可能性があるとして指摘され、親子の心の診療を実践するためには周産期からの切れ目のない評価と見守りが極めて重要であることが再認識されている。これを、雇児発第0823001号要項が平成28年1月に改訂され、妊娠・出産包括支援事業と定められた中に①産前産後サポート事業、②産後ケア事業、③妊娠・出産包括支援緊急整備事業、④妊娠・出産包括支援推進事業、の4つが条文化され、平成30年度より多くの自治体で産後健診事業が開始されることとなった。これに先立つ平成28年度より、大阪南部の泉佐野市では産後2週間サポートを試験的に開始した。評価は平成28年度は「赤ちゃんの気持ち質問票」で行い、平成30年度よりエジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）で行うこととした。当院で分娩した対象妊婦775人のうち542人がこの事業を利用し（70%）、うち1名が継続見守りの対象となり地域保健の見守り下で育児をしている。

A. 研究目的

「産後うつ病」は現在でこそ一般認知度の高いワードであるが、妊娠・出産に関してのメンタルヘルスを厚生労働省が個別項目として政策に挙げるようになったのは、ここ15年程度の話である。

世界において古くは1980年台より産後うつ病についてのコントロールスタディが報告されているが、国内に関して言えば、平成13年度厚労科研（中野仁雄班）が国内3370名の褥婦を対象に行った大規模研究「産後うつ病の実態調査ならびに予防的介入のためのスタッフの教育研修活動」が報告され

たことから始まる。その報告では保健施設が行う産後120日以内の母子訪問において、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）9点以上をカットオフとした場合、13.9%の褥婦が該当しており、産後うつ病に罹患していると推測された。さらに過年度の研究では、その中核となる産後大うつ病の罹患率は5%とされた。

加えて産後うつ病は児童虐待を減らす上でも重要な因子となる。厚生労働省社会保障審議会児童部会の児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会から毎年出される「子ども虐待による死亡異例等の検証結果

等について」という報告の中に、望まない妊娠・出産を理由に、実母が一人で自宅分娩をし、その日のうちに子を殺める事例が児童虐待死の44%を占める、という衝撃的な記載がある。このような「望まない妊娠・出産」を抱えた妊産婦、育児不安や孤立感を抱える妊産婦が産科診療機関や市町村相談窓口へ中々足を運ばないことである。そこで分娩後早期に母親のメンタルヘルスや育児に対する状況・気持ちを理解し、母親への包括的なサポートを行うため、上記マニュアルでは自己記入式質問票として「育児支援チェックリスト」「エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）」「赤ちゃんへの気持ち質問票」の3つを使用することが推奨された。そこで厚労省も、雇児発第0823001号要項が平成28年1月に改訂され、妊娠・出産包括支援事業と定められた中に①産前産後サポート事業、②産後ケア事業、③妊娠・出産包括支援緊急整備事業、④妊娠・出産包括支援推進事業、の4つが条文化された。①～③については任意事業とされているが、産後ケア事業については多くの自治体が平成28年度より活動を始めており、日帰り型やショートステイ型、訪問型など個々にプランを組んで事業を開始している。これらを受けて平成28年度より、大阪南部の泉佐野市では産後2週間サポートを試験的に開始した。当該地域で行う産後2週間サポート事業手引では、必須項目として産婦に対し：問診、血圧測定、尿検査、乳房・授乳指導、育児相談（抱っこやおむつ替えなどの関わり方の指導を含む）、赤ちゃんへの気持ち質問票
乳児に対し：体重測定、身体チェック、保健指導（スキンケアなど）として制定してい

る。この地域では日本産婦人科学会発刊の「妊娠等について悩まれている方のための相談援助事業関連マニュアル・平成26年3月」で提示されている自己記入式質問票の中から「赤ちゃんへの気持ち質問票」を採り入れており、赤ちゃんへの気持ち質問票で特定項目にチェックをした要フォロー者は数日以内に居住市/町の保健センターや健康課などへ通達することとしている。

本研究ではりんくう総合医療センターで分娩し、平成28年4月から平成30年1月までの泉佐野市の事業を利用した産婦の産後健診の結果を解析した。

B. 研究方法

平成28年4月より平成30年1月までのりんくう総合医療センターで分娩した当該事業対象者には助産師が事業の説明を行い、産後2週間目に来院させ、問診、血圧測定、尿検査、乳房・授乳指導、育児相談（抱っこやおむつ替えなどの関わり方の指導を含む）、赤ちゃんへの気持ち質問票、乳児に対し：体重測定、身体チェック、保健指導（スキンケアなど）を行い、その結果を集計した。平成30年4月からは「赤ちゃんの気持ち質問票」をエジンバラ産後うつ病スコア（EPDS）に変更し、9点をカットオフとしてそれ以上のスコアの産婦は地域へ報告し見守ることとしている。

C. 研究結果

平成28年4月より平成30年3月までのりんくう総合医療センターで分娩した1321人中、当該事業対象者は775名であった。このうち、産後2週間目の健診に来院したものは542名で70%であった。一方、平成

30年4月からの新産褥健診事業では対象者396人に対して274人が受診しており、これも受診率70%となっている。

項目は平成30年3月までは問診、血圧測定、尿検査、乳房・授乳指導、育児相談、乳児体重測定、身体チェックで見守りが必要と判定したものは1名、赤ちゃんの気持ち質問票で見守りが必要と判定されたものは5例であった。平成30年4月から平成31年1月までの対象者も同様の項目をチェックし、EPDSによる産後うつのチェックを行ったところ37人のEPDS9点以上の妊婦がおり、地域へ報告の上見守りとした。

産後健診の内容変更はあったものの継続してほぼ7割が当事業を利用した。

赤ちゃんの気持ち質問票を用いていた平成30年1月までとEPDSを用いた平成31年4月以降で地域へ報告した産婦の数は増加した。

また、産婦への聞き取りでは、83.2%の産婦が産後健診によって育児や自分の身体への不安が減ったと回答している。

D. 考察

当該期間の受診率が70%であったことは、産婦のニーズにも合致しているのではないかと考える。しかし、妊娠中より見守りが必要であると考えられていた妊婦や未受診であった妊婦は産後健診を受診して居らず、最も見守りが必要と考えられる産婦は受診していない。

今期用いられた「赤ちゃんの気持ち質問票」では、0.85%の産婦が見守り対象として抽出され、現在地域の保健師が見守りを継続していたが、新たにスクリーニングテストとして導入したEPDSでは13.5%の産婦

が見守りが必要として地域に報告している。これは諸家の報告通り、13%内外となり、この事業での産後うつのスクリーニングが安定していることを示している。「赤ちゃんの気持ち質問票」とEPDSは、前者が新生児とのボンディングをみるテストであるのに対し、後者は産婦の鬱状態をみるテストである。したがって、このふたつのテストを同列で論じることは難しい。しかし、産婦の鬱状態をみるEPDSのみで育児の状態を判断することは危険である可能性もあり、今後両テストを児の長期予後で比較する必要があると考える。また83.2%の産婦が産後健診で不安が減ったと回答しており、産後健診事業は見守りが必要な産婦を抽出するというものみならず、多くの育児困難とは考えられない産婦にとっても有用な制度になり得ると考えられ、今後もデータの集積を続けてゆきたい。

E. 結論

産後健診事業は多くの育児困難とは考えられない産婦にとっても有用な制度になり得るが、スクリーニングとして必要な項目を児の長期予後から考察する必要がある。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

平成29年度泉州広域母子医療センター症例検討会

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

1)日本母性衛生学会（予定）

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得：なし
2. 実用新案登録：なし
3. その他：なし

I. 問題点と利点
特になし

J. 今後の展開

現在産後 2 週間健診後一ヶ月検診などで EPDS を施行し、産婦の心理状況がどう変化するのかについて検討を開始している。当該地域では平成 30 年 4 月より、「赤ちゃんの気持ち質問票」を廃止し、EPDS を採用して以来、見守りが必要とされるケースが増加した。こんご長期の予後を検討しながら、EPDS の有効性とスクリーニング項目について検討したい。

参考文献

(1) 平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号（平成 28 年 1 月 20 日改訂版） 母子保健医療対策等総合支援事業の実施について

(2) 平成 28 年度 産後ケア事業 事例集 厚生労働省

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/H28sangokea_zireisyu_1.pdf

(3) 自殺総合大綱（平成 24 年 8 月および平

成 29 年 7 月閣議決定版）

(4) 未受診や飛び込みによる出産等実態調査報告書 平成 28 年 3 月 大阪産婦人科医会

(5) 平成 28 年度大阪府妊産婦こころの相談センター 業務実施報告書 平成 29 年 3 月 大阪府立母子保健総合医療センター 光田 信明

(6) 大阪府小児救急電話相談(#8000)に寄せられる新生児の相談と育児不安の検討

福井 聖子、三瓶 舞紀子、金川 武司ら
平成 29 年 4 月 母性衛生・第 58 巻 1 号